

2019年10月25日

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク
理事長 山口 益弘 様

東京都品川区大崎 1-11-2
ゲートシティ大崎イーストタワー 6F
株式会社ローソン
事業サポート本部 法務部
部長 月生田 和樹

書類送付のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引立てに預かり厚く御礼申し上げます。

下記の書類をお送りいたしますので、ご査収くださいますようお願い申し上げます。

記

【送付書類】

「回答書」 1通

以 上

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク
理事長 山口 益弘 様

株式会社ローソン
事業サポート本部 法務部
部長 月生田 和樹

回 答 書

2019年9月30日付で受領いたしました「申入書」に関し、下記の通り回答申し上げます。

記

ローソンWEB会員規約（以下、「会員規約」）につきましては、特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律の施行、および会員規約に関連する他サービス利用規約等の改正などを踏まえ、かねてより改定に向け検討中であり、2019年内を目途にリリースする予定となっております（以下、「改定規約」）。

今回の改定規約は、貴殿からの申入れ事項も精査の上、検討した内容ですので、詳細につきましては、弊社ホームページ等にてご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、申入れ事にて列挙されている会員規約についての弊社見解および改定規約の概要は次の通りでございます。

1 会員規約第5条第2項

パスワード等は会員様お客様の責任のもと管理いただくことをご理解いただく趣旨です。パスワード等の盗用、不正使用等の原因が弊社グループの情報セキュリティ対策に不備があるなどの事情が認められる場合には、適用法令に則り、適切に補償させていただく所存であり、その旨、改定規約に反映することとしております。

す。

2 会員規約第 10 条第 4 項

現状において、本条が適用されるケースが想定されないことから、改定規約では削除を予定しております。

3 会員規約第 15 条

弊社グループによる保守は、会員様の利益を保全する目的で行うものであり、これによりサービス等の利用が中断しうることを会員様にご認識いただく趣旨です。なお、サービス提供等の停止、中断の原因となる事由が弊社グループに起因する場合は、会員規約第 10 条第 2 項に従い、適用法令に則り、対応する所存です。

4 会員規約第 18 条

本条は、改正民法を踏まえ、弊社グループの各種会員規約、利用規約等と併せた改定案を検討中であり、改正民法の施行にあわせリリースする予定です。

5 会員規約第 19 条

改定規約において、専属的合意管轄に関する定めは削除する予定です。

以 上